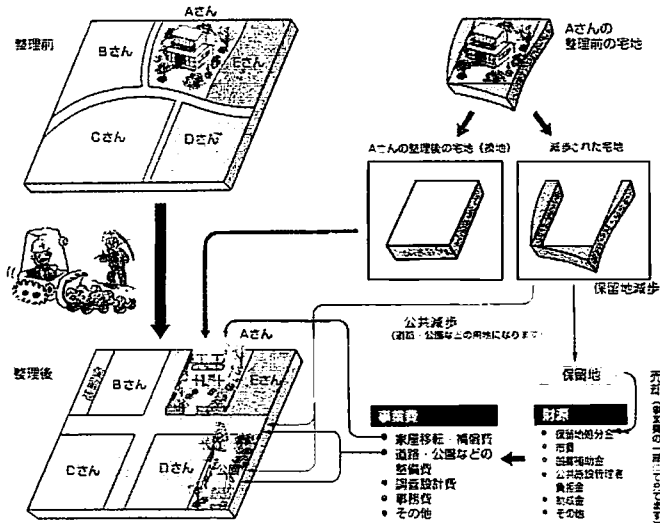


事業の仕組み

土地区画整理事業は、どんなことをするのでしょうか。



- ①換地：整理後の個々の宅地は、整理前の土地の位置、面積、環境、利用状況などに応じて適正に定めます。
- ②公共減歩：地区内に新たに必要となる道路、公園などの用地は、地区内の土地所有者が少しずつ出し合うことによって生み出します。
- ③保留地減歩：事業費の一部をまかなうため、売却する土地を地区内の土地所有者が少しずつ出し合います。
- ④現在の土地にある所有権、地上権、賃借権などは相応の権利分が換地上に定められます。

事業の進め方

